

## 授業料減免事業支援特別経費補助金制度

広島県では、広島県内の私立中学校等で学ぶ生徒の保護者が、**入学以降に発生**した失業、倒産、死亡、離婚などにより世帯の収入が激減（家計急変）し、保護者による学資負担が困難になった場合、または生活保護法により生活扶助を受けている場合に、授業料を減免する制度があります。

## 市町村からの就学援助制度

私立の中学校等に在籍している生徒の保護者で、東広島市、広島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、三原市、三次市、呉市、廿日市市に住所がある方は、収入状況等により、就学援助（学用品費・修学旅行費等）の制度があります。

上記の制度は今後変更になる場合があります。詳しくは本校事務室にお問い合わせください。